

静岡県社会福祉協議会機関紙「社会福祉しずおか」企画・編集業務委託業者選定要領

1 趣旨

この要領は、機関紙発行業務を主とする広報活動を通じて、会員及び県民に対し、社会福祉協議会事業及び社会福祉に関する情報の提供、啓発を行い、社会福祉協議会や社会福祉への理解を深めるとともに福祉活動への参加を促すことを目的に静岡県社会福祉協議会機関紙「社会福祉しずおか」企画・編集業務委託に係る受託者の選定を適正に行うために定める。

2 選定基準

静岡県社会福祉協議会（以下「本会」という）における機関紙「社会福祉しずおか」企画・編集を円滑かつ効率的に実施するため、公募型プロポーザル方式により企画提案を募集し、企画力や編集力、実効性に優れた者を選定する。

3 参加資格

以下の条件をすべて満たすこと。

- (1)過去に本事業に類似する企画・編集等の業務実績がある者。
- (2)国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3)次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下イにおいて「法」という。）第2条第2号に該当する団体

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下イにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。ウ及びオからキまでにおいて同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者

4 業務概要

- (1)業務名 静岡県社会福祉協議会機関紙「社会福祉しずおか」企画・編集業務委託
- (2)業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3)委託期間 令和2年4月号～令和3年3月号（全8回 ⇒ 奇数月及び4月・10月）
令和2年4月1日～令和3年3月31日（予定）

- (4) 契約の更新 業務委託は1年契約を2回更新する3年契約を基本とするが、2年目以降の契約更新については、本会が選択権を有するものとする。
- (5) 予算限度額 3,000,000円(消費税及び地方消費税含む)

5 事業の周知

令和元年12月19日に本会ホームページ新着情報欄に掲載する。

6 受託者選定方法

社会福祉しずおか編集会議(以下「編集会議」という。)によって、提案書等の内容を下記の要領で審査し、受託予定者を決定する。

- (1) 推進委員会の実施日 令和2年1月23日(木) 審査(プレゼンテーション)
- (2) 審査内容 参加者から提出された、応募者概要説明書(様式第2号)、提案書(様式自由^(注))、委託業務見積書(様式第3号)を基に、業務内容や業務実施体制、業務実績などから総合的に審査するものとする。

※(注)提案書には以下の項目を入れること。

- ① 人員の役割分担や責任体制について
- ② 取材・執筆の実施回数及び頁数
- ③ 契約外の編集業務発生時(追加取材・座談会リライト及び編集など)の費用

(3) 審査(プレゼンテーション)

ア プレゼンテーションは、本業務に実際に従事する者が実施するものとする。

イ 1参加者あたりのプレゼンテーションの時間は、設置時間を含め提案書等の説明に20分間、質疑応答に10分間を割り当て合計30分程度とする。参加者はプレゼンテーションの実施にあたっては、パソコン等の機器を使用して良いものとし、その場合、スクリーン及びプロジェクターは本会が用意するものを使用して良いものとする。

(4) 選定方法(※別紙「評価基準」参照)

ア 審査(プレゼンテーション)の得点で、最高得点者を受託予定者として選定するものとする。

イ 最高得点者が2者以上あるときは、見積価格の低い者を受託予定者とする。

ウ 審査の得点、見積価格ともに同じだった場合は、委員長に決定を一任する。

7 選定結果の通知

- (1) 編集会議による審査終了後、参加者全員に文書で通知を行う。
- (2) 選考結果についての異議申し立ては一切受け付けないものとする。

8 提出書類

- (1) 静岡県社会福祉協議会機関紙「社会福祉しずおか」企画・編集業務応募申込書(様式第1号)

- (2)応募者概要説明書（様式第2号）
- (3)提案書（様式自由）
- (4)委託業務見積書（様式第3号）

9 提出部数

上の「8 提出書類」を7部ずつ提出すること。（ただし、正本1部及びその写し6部とする。）

10 提出方法

書類は、郵便又は持参により提出すること。

11 提出期限

令和2年1月20日（月）正午（必着）

12 本選定要領及び仕様書に関する質問

- (1)受付日時：令和元年12月20日（金）午前8時30分から令和元年12月27日（金）午後5時00分まで
- (2)提出方法：下の問合せ先に電子メール又はファックスで提出すること。
- (3)回答方法：事務的な事項を除き、本選定要領及び仕様書を配付したものの全員に電子メールで回答する。

13 留意事項

- (1)公募型プロポーザル方式に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2)提出書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、提出書類等は原則として返却しない。
- (3)採用する企画提案書の使用権は、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会に帰属する。
- (4)受領した提出資料の差替え及び再提出はできない。

14 問合せ先・応募受付先

社会福祉協議会静岡県社会福祉協議会 福祉企画部 地域福祉課

住所 〒420 - 8670 静岡市葵区駿府町1-70

電話 054-254-5224

ファックス 054-251-7508

E-mail chiiki@shizuoka-wel.jp